

市第13号議案

横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部を改正する 条例

横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成 4 年 3 月横浜市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 7 号中「第15号」の次に「並びに第 5 条の 3 第 2 項」を加え、同項第16号中「第 5 条の 3 第 1 項」を「第 5 条の 4 第 1 項」に改める。

第 5 条の 4 を第 5 条の 5 とし、第 5 条の 3 を第 5 条の 4 とし、第 5 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する措置等）
第 5 条の 3 任命権者は、横浜市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年 3 月横浜市条例第 2 号）第12条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の申出をした職員（以下「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求又は申告に係る申出職員の意向

を確認するための措置

- (3) 当該申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

- (2) 育児期両立支援制度等の請求又は申告に係る対象職員の意向を確認するための措置

- (3) 対象職員の当該子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

提 案 理 由

出生時両立支援制度等及び育児期両立支援制度等に関し任命権者が講ずべき措置等に係る規定を新設するため、横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横 浜 市 一 般 職 員 の 休 暇 に 関 す る 条 例 （ 抜 粋 ）

（ $\frac{\text{上 段}}{\text{下 段}}$ $\frac{\text{改 正 案}}{\text{現 行}}$ ）

（ 特 別 休 暇 ）

第 4 条 職 員 は、 特 別 休 暇 と し て 次 の 各 号 に 掲 げ る 休 暇 を 当 該 各 号 に 掲 げ る 場 合 に 受 け る こ と が で き る。

（ 第 1 号 から 第 6 号 ま で 省 略 ）

- (7) 骨 髄 等 提 供 休 暇 職 員 が 骨 髄 移 植 の た め の 骨 髄 若 し く は 末 梢^{しゅう}血 幹 細 胞 移 植 の た め の 末 梢^{しゅう}血 幹 細 胞 の 提 供 希 望 者 と し て そ の 登 録 を 実 施 す る 者 に 対 し て 登 録 の 申 出 を 行 い、 又 は 配 偶 者、 父 母、 子 （ 民 法 （ 明 治 29 年 法 律 第 89 号 ） 第 817 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ り 職 員 が 当 該 職 員 と の 間 に お け る 同 項 に 規 定 す る 特 別 養 子 縁 組 の 成 立 に つ い て 家 庭 裁 判 所 に 請 求 し た 者 （ 当 該 請 求 に 係 る 家 事 審 判 事 件 が 裁 判 所 に 係 属 し て い る 場 合 に 限 る 。 ） で あ っ て、 当 該 職 員 が 現 に 監 護 す る も の、 児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 27 条 第 1 項 第 3 号 の 規 定 に よ り 同 法 第 6 条 の 4 第 2 号 に 規 定 す る 養 子 縁 組 里 親 で あ る 職 員 に 委 託 さ れ て い る 児 童 そ の 他 こ れ ら に 準 ず る 者 と し て 人 事 委 員 会 規 則 で 定 め る 者 を 含 む 。 第 10 号、 第 13 号 及 び 第 15 号 並 び に 第 5 条 の 3 第 2 項 に お い て 同 じ 。 ） 及 び 兄 弟 姉 妹 以 外 の 者 に 骨 髄 移 植 の た め 骨 髄 若 し く は 末 梢 血 幹 細 胞 移 植 の た め 末 梢 血 幹 細 胞 を 提 供 す る 場 合 で、 当 該 申 出 又 は 提 供 に 伴 い 必 要 な 検 査、 入 院 等 の た め 勤 務 し な い こ と が や む を 得 な い と 認 め ら れ る と き。

（ 第 8 号 から 第 15 号 ま で 省 略 ）

- (16) 短 期 介 護 休 暇 配 偶 者、 父 母、 子、 配 偶 者 の 父 母 そ の 他 人 事

委員会規則で定める者（第5条の4第1項
第5条の3第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会規則で定める世話（以下「介護等」という。）を行う職員が、当該介護等を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合

（第17号及び第2項省略）

（妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する措置等）

第5条の3 任命権者は、横浜市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月横浜市条例第2号）第12条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の申出をした職員（以下「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求又は申告に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 当該申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求又は申告に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の当該子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（介護等についての申出があった場合における措置等）

第 5 条の 4 （本文省略）
第 5 条の 3

（勤務環境の整備に関する措置）

第 5 条の 5 （本文省略）
第 5 条の 4